平成２１年（フ）第１０２号
兵庫県南あわじ市神代地頭方756、住民票上の住所兵庫県南あわじ市阿那賀志知川12番地１
債務者　馬部　洋一
１　決定年月日時　平成21年12月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２１年（フ）第８６号
和歌山県東牟婁郡串本町串本1410番地の28
債務者　芝﨑　貞子
１　決定年月日時　平成21年12月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２１年（フ）第８７号
和歌山県東牟婁郡串本町串本1410番地の28
債務者　芝﨑　　守
１　決定年月日時　平成21年12月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２１年（フ）第１６６０号
福岡市東区名島１丁目２番27号
債務者　永濱　克喜
１　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１９５４号
福岡県朝倉市杷木林田1228番地２
債務者　藤尾　竹志
１　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２４９１号
福岡市南区若久６丁目57番12号
債務者　小宅　晴子
１　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２７１０号
福岡県前原市大字池田103番地の１メイプルシティ池田Ｆ－２号
債務者　中仮屋一代
１　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２７４０号
福岡市西区生の松原２丁目５番４号
債務者　高山　多恵
１　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２８４１号
福岡市博多区千代４丁目７番76号
債務者　井田　勝彦
１　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２８４２号
福岡市東区香椎３丁目23番11号
債務者　西川　義二
１　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２８５４号
福岡市南区長住３丁目51番404号
債務者　太田いつか（旧姓守山）
１　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２８５８号
福岡市中央区春吉２丁目10番６－405号
債務者　山下　正英
１　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２８６７号
福岡県福津市東福間８丁目２番16―206号
債務者　入佐　英雄
１　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２８８３号
福岡県太宰府市向佐野１丁目１番20―201号
債務者　辻野　耕平
１　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２８９６号
福岡市博多区上呉服町３番20―603号
債務者　齊藤　一史
１　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２９２８号
福岡市東区唐原１丁目23番28号
債務者　野崎　直美
１　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２９４６号
福岡市博多区諸岡３丁目７番１号
債務者　丸林　隆一
１　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２９４７号
福岡市南区桧原７丁目23番１号
債務者　清水　美穂（旧姓牧野）
１　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部